平成２６年（フ）第７９号
千葉県市川市湊17番４号　コーポハイネス101号
債務者　佐藤　洋子（旧姓幸坂）
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８０号
千葉県船橋市高根台５丁目１番262棟305号
債務者　木村　清三
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
千葉県船橋市夏見３丁目19番10―104号
債務者　長澤　大輔
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８７号
千葉市美浜区高洲４丁目３番２棟606号
債務者　山脇　嘉子（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９５号
千葉市緑区あすみが丘５丁目54番地５　ベルフレールＡ―201号
債務者　小林　優子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２号
千葉県船橋市大穴北３丁目14番29号
債務者　中根　佑介
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４３号
長崎県長崎市白鳥町６番52号
債務者　山﨑　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目22番６―303号
債務者　長野　　史
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３５号
秋田市土崎港北４丁目10番40号　エスコートⅠ―２号、前住所秋田市土崎港東２丁目15番６号
債務者　八島　周平
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４号
福島県白河市石切場54番地３　市営３―101号、前住所福島県白河市白坂小田倉沢20番地３
債務者　大原　吉夫
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
群馬県桐生市広沢町５丁目1721番地の11
債務者　秋山　貴志
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第６０号
千葉県船橋市芝山３丁目30番２棟503号
債務者　笠原　昭好
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７８号
千葉県船橋市八木が谷４丁目15番５棟107号
債務者　工藤　湯子（旧姓宮崎・矢野）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８５号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目３番６―304号
債務者　勝田　高広
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０９号
千葉県八千代市下市場２丁目２番13号レオパレス21たのし荘206号
債務者　中澤　祐慈
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９号
千葉県茂原市七渡620番地９　メゾン新茂原203
債務者　伊藤　善規
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
石川県白山市日向町ホ21番地14、従前の住所石川県白山市七原町チ88番地
債務者　小倉　邦博
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで金沢地方裁判所